

## 福島県水産業復興加速化総合対策事業

(流通・加工業者の事業継続に必要な機器導入・更新の支援 (内水面漁協等) )

の採択基準及び採択方法について

制定 令和6年5月24日

水産課

### 1 趣旨

福島県水産業復興加速化総合対策事業 (流通・加工業者の事業継続に必要な機器導入・更新の支援 (内水面漁協等) ) で整備を支援する設備、機器等の採択は、福島県水産業復興加速化総合対策事業補助金交付要綱 (以下、交付要綱) 、福島県水産業復興加速化総合対策事業実施要領 (以下、実施要領) のほか、この基準に基づき実施するものとする。

### 2 採択基準

採択基準は、以下のとおりとする。

- (1) 県産水産物 (内水面魚種) の流通量の拡大に必要な設備、機器等であること。
- (2) 水産物の流通・加工を営む事業者の事業継続に必要な設備、機器等であること。
- (3) 当該年度内に整備を完了する設備、機器等であること。

### 3 採択方法

#### (1) 採択の根拠とするもの

ア 県内の内水面漁業協同組合など、県産水産物 (内水面魚種) の流通・加工を営む事業者から県の要望調査に対し提出のあった実施計画書。

イ 実施計画書において、各団体内で順位付けを行った要望する機器の優先順位。

ウ 福島県水産業復興加速化総合対策事業（流通・加工業者の事業継続に必要な機器導入・更新の支援（内水面漁協等））実施計画書の⑫、⑬に記載されている県産水産物の年間流通拡大量と⑧の補助金額より、機器ごとの費用便益化（B/C）を算出したもの。

## (2) 採択方法

ア 「2 採択基準」の内容すべてに合致しているものを対象とする。

イ すべての実施主体の要望額の合計が県予算以内である場合は、実施計画のとおり採択する。

ウ すべての実施主体の要望額の合計が県予算を超過した際は、以下（ア）、（イ）により、県予算以内とする。

（ア）各実施主体の優先順位最下位のものから、要望事業費が予算の範囲内となるまで不採択とする。

（イ）予算の範囲内とするため、全実施主体の中で不採択とする機器等を選ぶ場合は当該機器の B/C が最も小さいものを不採択とする。

## 4 対象となる設備・機器等

- (1) 冷凍・冷蔵機器
- (2) 製氷機
- (3) 出荷用機器
- (4) 包装用機器
- (5) 自動選別機
- (6) その他、福島県知事が県産水産物の流通量拡大に有効と認めたもの

## 5 補助事業対象者

県内の内水面漁業協同組合など、県内に事業所や工場等が所在する県産水産物（内水面魚種）の流通・加工を営む事業者の団体であること。